

議案第十四号

道路法昭和三十七年法律第百八十号の第十条第一項の規定に基き、昭和三十四年三月十一日現在、

原案可決

昭和卅四年参月拾七日

東伯郡三朝町

加藤幸太郎



路線名	路線番号	所在地	延長	備考
天谷線	六〇	三朝町天谷吉田	二五米	全線 橋梁を含む 町道三五五米の延長より一〇〇米
下谷線	一一三	下谷	二二〇	全線 橋梁を含む
馬谷線	一七三	赤松	二二三	全線 橋梁を含む

理由 当該路線の自保各區長より当該路線を林道として維持管理を要望せられたるに依り、道路廃止とする。